

第2期

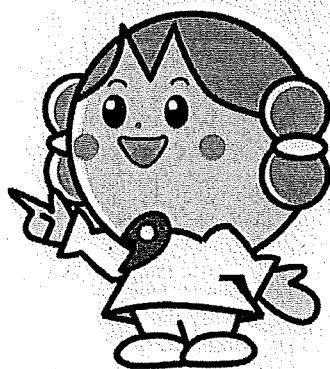
あさご夢・学びプラン

朝来市教育振興基本計画

【平成27～31年度】

郷土に誇りを持ち、こころ豊かで自立した人づくり

—次代につなぐ教育の推進—



平成27年3月

朝 来 市

| | | |
|------|-------------------------|--------|
| 前文 | 計画の基本的事項 | |
| 1 | 計画策定の趣旨 | ・・・ 1 |
| 2 | 計画の性格 | |
| 3 | 計画の期間及び運用 | ・・・ 2 |
| 第1部 | 教育をめぐる現状と課題 | |
| 1 | 社会情勢の変化 | |
| (1) | 人口減少社会の到来 | |
| (2) | 価値観の変化 | |
| (3) | 経済・雇用状況の変化 | ・・・ 3 |
| (4) | グローバル化の進展 | |
| (5) | 高度情報化の進展 | ・・・ 4 |
| (6) | 環境問題の変化 | |
| 2 | 第1期あさご夢・学びプランの検証（成果と課題） | |
| (1) | 幼児期の教育 | ・・・ 5 |
| (2) | 「確かな学力」の確立 | ・・・ 6 |
| (3) | 「豊かな心」の育成 | ・・・ 7 |
| (4) | 「健やかな体」の育成 | ・・・ 8 |
| (5) | 特別支援教育の充実 | ・・・ 9 |
| (6) | 安全で教育効果の高い環境づくり | ・・・ 10 |
| (7) | いじめ・不登校等への対応 | ・・・ 11 |
| (8) | 学校・家庭・地域の連携 | ・・・ 12 |
| (9) | 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上 | ・・・ 13 |
| (10) | 社会教育・生涯教育の推進 | ・・・ 14 |
| (11) | スポーツの振興 | ・・・ 15 |
| 第2部 | 朝来の教育のめざす姿 | |
| 1 | 基本理念 | ・・・ 16 |
| 2 | 「めざす人間像」「培う力」 | ・・・ 17 |
| 3 | 各主体の責任と役割 | ・・・ 18 |
| 4 | 基本方針 | ・・・ 21 |

前文 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

朝来市では、平成 25 年度まで、「人と緑 心ふれあう 交流のまち」をスローガンに、本市に住んでよかったと言える「思いやり」と「ぬくもり」のあるまちづくりをめざしてきた。平成 26 年度から始まった第 2 次朝来市総合計画¹では、「あなたが好きなまち・朝来市」をスローガンに掲げ、人口政策による朝来市の地域力の向上に向けて、「創造」「絆力」「自律」を基本理念として、21 世紀中ごろを見据えたまちづくりに取り組んでいる。教育においては、これまでの子どもの現状への適切な対処に努めながら、基礎学力の定着と個性や能力を伸ばす教育を推進してきたところである。特に地域に根ざした貴重な歴史文化遺産に学び、適切な保存活用の大切さ、伝統文化の継承に努めるなど、特色あるまちづくり、学校づくりを展開してきた。

このような中、平成 18 年 12 月に全面改定された教育基本法第 17 条第 1 項に基づき、国においては、平成 20 年 7 月に教育振興基本計画を策定し、同条第 2 項に基づき県においては、平成 21 年 6 月に教育基本計画を策定した。本市においても、平成 22 年に「あさご夢・学びプラン（朝来市教育振興基本計画）」（以下第 1 期プラン）を策定し、総合的な教育施策を展開してきた。

他方、変化の激しい社会にあつて、少子高齢化、グローバル化、高度情報化の進展、さらに地方創生の流れなど社会情勢は大きく変化し教育をめぐる状況や子どもを取り巻く環境は悪化してきた。教育の総合的な見直しと改革によって、これからの時代にふさわしい教育の実現が求められる必要がある。

さらに国においては、国際社会の変化と時代の要請に応えるため、平成 25 年 6 月に、第 2 期教育振興基本計画を、兵庫県においては、平成 26 年 3 月に第 2 期の教育基本計画を策定し今後の教育のめざすべき方向性と講ずべき施策等が示された。

本市においても、第 1 期プランの成果と課題を踏まえながら、教育基本法の理念の実現を図り、朝来の教育を一層充実させるため、第 1 期プランを改定し、第 2 期「あさご夢・学びプラン（朝来市教育振興基本計画）」を策定する。

2 計画の性格

○本計画の性格は次のとおりである。

- ・教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく、本市の教育施策に関する基本的な計画
- ・公立学校の教育や社会教育、文化・スポーツの振興など「第 2 次朝来市総合計画」に示された施策に加え、生涯学習や家庭教育など、本市の教育全体に関する計画であり、教育に関する各分野の個別計画の基本となる計画
- ・国や兵庫県がこれまで策定している教育の各分野に関する個別の計画との整合性を図った教育に関する全体的な計画

3 計画の期間及び運用

- 計画期間は、平成 27 年度から、平成 31 年度までの 5 年間とする。
- 毎年度「指導の重点」を定め、具体的に取り組むと共に、その検証を行いつつ、次年度の実施計画に反映していく。
- 具体的施策の推進にあたっては、学校、家庭、地域、社会教育施設等が一体となって、関係団体等とも連携を図りつつ、社会全体で教育の向上に取り組む。

第 1 部 教育をめぐる現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会の到来

朝来市の人口は、市制が施行された平成 17 年には 35,570 人であったが、その後徐々に減少し、兵庫県の推計する平成 67 年の将来推計人口は、19,113 人とされている。また、人口構成においても高齢者の比率が約 4 割となり、生産年齢人口と高齢人口が均衡する状況になることが予想される。

児童生徒数においても同じように、年々減少の傾向にある。

少子化や社会環境の変化の中で、子どもたちが学校外で群れて遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少してきている。このため、人間関係や、社会の中での習慣や規範など従来なら自然に備わっていた社会性を身につけることが難しくなっている。

このような状況の中で、地域の活力を維持向上させるため、朝来市の発展を支える「ふるさと意識」を醸成させると共に地域の課題解決の担い手として、活力ある元気なふるさとづくりに積極的に挑戦する人づくりが課題となっている。

また、すべての市民が生涯にわたって様々な分野で学習し、その成果を地域での実践に生かすこと、また子どもたちに豊かな経験、知恵及び技能を伝え、地域の将来の担い手を育成する教育活動など、地域の教育力を高めていくことが課題となっている。

(2) 価値観の変化

内閣府調査によると、ライフスタイルの多様化がすすむ中、人々は物質的な豊かさより心の豊かさを求めており、レジャーや余暇などの自由に使える時間を確保し、毎日の生活を充実させて楽しみたいという意識が高まっている。一方で、日常生活での悩みや不安感が増加傾向にあり、老後の生活や今後の収入等の見通しに不安を抱えている。

社会の成熟化に伴い、個人の価値観が集団よりも個を重視する傾向は現在も見受けられ、培われてきた文化の消滅や、人々の規範意識の低下につながっている。また、子どもが家庭の中で高齢者と共に生活することが減少し、子育ての知識や経験が世代

を超えた知恵の継承に支障を生じている。このような状況は、家庭の教育力の低下にもつながっており、食習慣をはじめとした基本的な生活習慣の乱れ、規範意識、学ぶ意欲及び体力・運動能力の低下など、子どもたちの育ちにも影響を及ぼしかねない。

このような状況の中で、社会を構成する個人が、「社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にある」という公共の精神を自覚し、子どもたちの規範意識や自尊感情、他者への思いやり、家族を大切に思う心、人間関係を築く力、社会性などの道徳性を育成していくことが課題となっている。また、家庭の教育力の低下に対応するため、子どもたちの生活・学習習慣の確立に向けた家庭の役割の明確化と、子育て施策と一体となった家庭教育への支援が課題となっている。

(3) 経済・雇用状況の変化

サービス産業の拡大、国籍を問わない採用、成果・能力重視の賃金制度の導入など、終身雇用・年功序列のような一律並びの雇用慣行が変容するとともに、パートタイム、アルバイトなど非正規雇用者の割合が年々増加するなど、雇用の多様化が進行している。

平成25年10月に発表された厚生労働省調査によると、就職後3年以内に離職した者の割合は、中学校卒業者が62.1%、高等学校卒業者が39.2%、大学卒業者が31.0%（平成22年3月卒業者）となっており、就職しても自らのイメージと異なるなどの理由により、簡単に離職してしまうものも少なくない。他方、自ら起業する者やNPO（非営利団体）で活動する者が増加するなど、仕事のスタイルが多様化している。

このように経済・雇用状況等が変化する中であって、子どもたちが夢や目標を持ち、自分の生き方を多様な可能性の中から主体的に選択し、その実現に向けて努力していく意欲・態度等を育成するなど、子どもたちのキャリア形成²への支援が課題となっている。

(4) グローバル化³の進展

中国をはじめとするアジアの国々が急激な成長を見せ、世界経済は多極化が進んでいる。日本企業においても、近年のアジア現地企業の技術水準の向上により、生産・開発・販売拠点の海外展開が年々進んでいる。

このようなグローバル化の進展により、様々な分野で、外国語によるコミュニケーション能力が求められているにもかかわらず、若い世代の語学力はアジア主要国と比較して低水準にとどまっている。

また、海外から日本への留学生が10年前の2倍以上になっている半面、海外に留学した日本人の数は、平成16年をピークに減少傾向にあり、学生や研究者等若者の海外への関心が低下する、いわゆる「内向き志向」も指摘されている。

このような状況の中、子どもたちにチャレンジ精神や創造性、コミュニケーション能力等、グローバル社会を生き抜くための力を身に付けさせ、国際社会に活躍の場を

広げていくことが課題となっている。また、国際社会に生きる日本人としての自覚を持たせると共に、民族や国籍を異にする人々と互いに自他の文化、習慣及び価値観を認め合い、共に生きる心を育成することが課題となっている。

(5) 高度情報化の進展

携帯電話・スマートフォンの普及により、インターネットは人々の生活の隅々に浸透した。SNS⁴、ブログなどの新しいコミュニケーション手段が出現し、インターネットの情報発信力は飛躍的に高まっている。

インターネット利用の垣根が低くなる一方で、インターネットを正しく利用できる能力や情報モラルの低さから、様々な弊害が生じ、利用者が犯罪に巻き込まれるケースも増加している。特に、機器等からもたらされる有害情報にさらされトラブルに巻き込まれる事例、電子メールや SNS 上での誹謗中傷などから生じるいじめや暴力行為、インターネット上への社会通念上不適切な行為の掲載など、インターネット利用に関わる好ましくない事例が増加している。

このような状況の中で、大人がネットワーク社会を正しく理解し、子どもたちに情報社会に主体的に対応できる情報活用能力⁵を身に付けさせるとともに、人権尊重の視点を踏まえた情報モラルの向上を図り、高度情報化社会⁶に主体的に対応できる力を育成することが課題となっている。

(6) 環境問題の深刻化

地球規模で温暖化が進行し、日本でも年平均気温が長期的に上昇傾向にあり、近年はこれまでにない異常気象による集中豪雨等で被害が多発するなど人々が地球環境の悪化や大規模な自然災害を身近な危機として実感するようになった。

また、我々の生活は、直接的・間接的に生物の多様性がもたらす恵みとかかわっている。本市においても、自然環境が大きく変わりつつあり、その保全に向けた取組を進める必要がある。一方で、野生動物による農林業被害が大きく、人と自然の共生に向け、野生動物の適切な保護管理が必要となっている。

また、世界人口の増加に伴う将来的なエネルギーや食糧供給のひっ迫の可能性が高まるなか、再生可能エネルギーの拡大や食糧生産性の向上により、自給率を高めるなど、地域の持続性を確保していく必要がある。

このような状況の中、子どもたちが環境についての理解を深めるとともに、命あるものと触れ合う中で自然に対する畏敬の念や命を大切にする心を育み、次世代に継承する、「あなたの好きなまち・朝来市」の実現に向けた主体的な行動力の育成が課題となっている。

2 第1期あさご夢・学びプランの検証（成果と課題）

（1）幼児期の教育

[これまでの取組]

朝来市では、教育・保育を充実し、そのニーズに対応できるよう認定こども園制度を導入し施設整備に平成19年度より取り組んできた。現在、認定こども園7園、幼稚園2園、保育所1園の状況である。

また、各園の教育課程・保育課程の作成および研修の充実にも積極的に取り組んできた。

特に平成23年度より、担当部会ごとに研修会を持ち、日頃の情報交換をするとともに、部会ごとに課題を決め内容を深めていった。

しかし、園児の発達の特性の多様化による指導の難しさや、保護者のニーズの多様化により、幼保教士の研修の充実及び関係機関との連携の重要性が増してきた。

[成果・課題]

幼児期の発達の特性に合わせて、自発的な活動を重視し、教育課程・保育課程を編成し、教師が意図的・計画的な指導を個々の環境を通して行ってきた。また、遊びを通して、身体感覚を伴う多様な活動を経験させることにより、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を培い、小学校の教育活動につながる学びの芽生えを育てていくことが大切な目標となる。

[今後の方向性]

乳幼児期の発育や養育については、地域医療、福祉部門と保護者とのつながりが大変強い。在園所児の発育・発達の様子について、地域医療、福祉部門とともに課題解決に向け意見交換をすることがある。なかでも、「すくすく相談」や「5歳児発達相談」は、就学に向けて保護者と話し合う良い機会となっている。特に発達に特性をもつ園児にとっては、サポートファイル等を作成し、将来にわたる支援方法を関係機関で共通理解し、その成長に応じた対応を行うことができる。また、こども家庭センター等の関係機関との連携も、子どもの将来にとっては大変大切である。就学後も、引き続きこれら関係機関との連携を密にして、子どもの成長をサポートしていく体制を作る必要がある。

また、特別支援教育については、幼保教士の研修を充実し、幅広い知識を持ち、園児・保護者と対応することが大切になる。

(2) 「確かな学力」の確立

〔これまでの取組〕

「新学習システム」による小学校1～4年における35人学級編制や小学校5・6年生における教科担任制と少人数学習集団を組み合わせた「兵庫型教科担任制⁷」など個に応じたきめ細かな指導、読み・書き・計算等の反復学習により学習習慣の定着を図る「学習タイム」の充実、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた思考力・表現力など知識・技能を活用する力の育成、特に小・中学校の系統性を踏まえつつ、「ことばの力」の育成や理数教育等、「確かな学力」の確立に取り組んできた。

〔成果・課題〕

「兵庫型教科担任制」では、学級担任制のよさをいかしつつ、教材研究の深化等により教科の専門性や授業力が向上するとともに、複数の教員による組織的な生徒指導が行われ、中学校への円滑な接続に教育効果が見られた。

また、全国学力・学習状況調査における本市の教科に関する状況は、小学生では全国・県平均と同程度であるが、国語における接続語を使って文を分けて書くこと、目的や意図に応じ、文を簡潔にまとめて書くことや、算数・数学における用語を用いて事象の関係を理解し、適切に表現すること、中学生における国語や理科への関心・意欲・態度等に課題が見られた。

また、家庭で学校の授業の復習をしている児童生徒の割合は、全国平均を下回り、家庭での学習意欲・学習習慣の確立に課題がある。

本市の児童生徒の学力の定着については、小・中学校ともに改善傾向が見られ、中学生の国語では、全国・県平均よりも高い値を示した。前年度の課題分析をもとに各校における授業改善の取組や家庭・地域の協力が成果に結びついたと考える。

〔今後の方向性〕

全国平均と同水準の現状に甘んずることなく、「確かな学力」の確立をめざし、全国学力・学習状況調査で課題が見られた知識・技能を活用する力や「ことばの力」の向上、学習習慣の定着等を図るための教員の指導力向上及び学校全体で取り組む体制の充実に加え、課題の改善を図るため、従来から取り組んできた小中連携推進事業に加え、小中連携推進事業を継続し、児童生徒の教科指導の充実や学習状況の改善を図る。

また、児童生徒の発達段階に合わせより適切で丁寧な支援など、さらなる学力向上に取り組む必要がある。

(3) 「豊かな心」の育成

[これまでの取組]

小学校3年生の環境体験事業や5年生の自然学校、中学1年生の青少年芸術体験事業「わくわくオーケストラ教室」、2年生のトライやる・ウィーク等、児童生徒の発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」に取り組んできた。

また、平成22年度に作成された「兵庫版道徳教育副読本」を活用し、道徳教育推進地域・推進校事業、道徳教育実践研究事業の指定を受け、道徳の時間の授業公開や教員研修等に取り組んできた。

さらに、人権教育基本方針等に基づき、幼稚園・こども園から中学校までの各段階に応じた人権教育に取り組むとともに、人権標語の作成を通した一人一人の人権意識の向上に取り組んできた。

[成果・課題]

全国学力・学習状況調査結果においては、小・中学生ともに「きまり(規則)を守っているか」という規範意識に関する質問項目では肯定意見が高い傾向にある。また、「いじめはいけないことである」や「人の気持ちが分かる人間になりたい」という項目についても、ほとんどの生徒がそのように考えている。しかし、「自分には良いところがある」の質問項目については、自尊感情において自信が持てない児童生徒が三分の一程度おり、また、小学生より中学生の方がその割合が高くなっている。

兵庫型「体験教育」においては、学校の中だけでは体験できない自然や人との豊かなふれあいを通して、命の尊さを知り感謝の気持ちを持つことができている。また、本物の音楽に触れる体験や職業体験を通して、感受性を伸ばし自信をつけることができた。しかし、どの体験教育においても時間あるいは場所などの制約があり、子どもたちの思いに十分に答えられないところが課題である。

[今後の方向性]

兵庫型「体験教育」や学校教育活動全体を通じた道徳教育、命の大切さや共生の心を育む人権教育の充実を図ることにより、自尊感情を育成するとともに自ら考え行動できる力を育成する必要がある。また、ふるさと朝来市への誇りや愛着を高める体験活動を通して、「ふるさと意識」の醸成を図る必要がある。

(4) 「健やかな体」の育成

[これまでの取組]

児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、全国体力・運動能力等調査の結果から、体力と運動能力等の関係を分析・検証し、小・中学校児童生徒の基礎体力の向上を図る「運動プログラム 2009」の普及、小学校教員の体育実技指導力向上を図る研修、中学校運動部活動への外部指導者の派遣等、学校における体力向上に取り組んできた。

また、「体力アップひょうご」サポート事業や幼児期から遊びをはじめとする運動の習慣化をめざした小学校と幼稚園等の連携を図る幼稚園・小学校体育実技指導力向上事業を通して、児童の運動に対する興味・関心を高め、自ら進んで「健やかな体づくり」に取り組むことのできる態度を育むことで体力の向上に努めている。

また、学校における食育については、兵庫県学校給食・食育支援センターをはじめ関係機関との連携を図りつつ、年間指導計画の作成等「学校における食育実践プログラム」に基づく学校における食育の推進に取り組んできた。

[成果・課題]

近年、「運動する子どもと、そうでない子どもの二極化」や「深刻な子どもの体力低下」等の課題が顕著に表れている。

県体力・運動能力調査結果においては、児童生徒の体力・運動能力は全体的に向上傾向にあるが、体力水準の高かった昭和 60 年と比較可能な 22 項目（握力、50m 走、持久走、ボール投げ）において、平成 24 年の記録が昭和 60 年を上回っている項目は 5 項目（小・中・高等学校の男子 50m 走及び中学校女子 50m 走、中学校男子持久走（1,500m））で、その他の多くの項目で昭和 60 年の記録より低い。特に、小学生の筋力や柔軟性等は更なる向上が求められる。

学校における食育については、すべての小・中学校で年間指導計画が作成されるなど、食育推進体制が構築された一方で、地域と連携した体験活動や、給食の時間や家庭科だけでなく、その他教科や学校行事等、様々な教育活動を通じ、「食育実践プログラム（改訂版）」や「食育ハンドブック」を活用した食育の推進が必要である。

[今後の方向性]

地域のスポーツ指導者等を活用した体育授業の充実や、学校教育活動全体で体力向上に取り組む時間の確保などにより、体力・運動能力の一層の向上を図る必要がある。

また、食育を通して運動習慣の定着とともに、望ましい生活習慣を確立させる必要がある。

学校・家庭・地域の連携体制の構築や、学校教育活動全体を通じた効果的な食育実践に取り組む必要がある。

(5) 特別支援教育の充実

[これまでの取組]

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援が各幼・小・中学校で行われるように、教職員対象の研修会を通して取り組んできた。特に小・中学校においては、従来から行ってきた特別支援学級における特別支援教育にとどまらず、通常の学級に在籍するLD、ADHD等を含めた特別な支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かい適切な教育支援を行ってきた。

[成果・課題]

学校園内の関係者間の連携協力、特別支援学校などの教育機関、医療・福祉機関との連携協力の推進役として、各校園で「特別支援教育コーディネーター」を指名し、その実践につながる諸研修を積み重ねてきた。合わせて、校種がかわっても特別支援教育が円滑に取り組めるように特別支援教育コーディネーターを中心に校種間の連携を図っている。通級指導教室については、本市では平成17年度から開始され、平成24年度には、市内全小・中学校を対象に通級指導教室を実施した。

特別支援学級の入級に関しては、年間2回の就学指導委員会を開催し、医師や福祉等行政機関や学校関係者等が出席し、各学校から申請のある児童生徒の特別支援学級入級の是非について協議を行っている。

また、平成22年から養父市と共同設置された「南但馬自立支援協議会」では、障害のある人も地域で安心して暮らせるまちづくりをめざして取組が進められてきた。南但馬を中心に活動する多くの障害福祉関係者がネットワークを結ぶとともに、障害福祉に関する提言を行ってきている。

特別支援教育に係るニーズは年々高まり、複雑化、高度化している。また、昨年度策定された「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」には、「すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上」をはじめとした教育の方向性が示されている。特に特別支援教育コーディネーターが、より自信をもってその職責を果たすため、適切な研修内容を提供する必要がある。そして、健康福祉部局、こども家庭センターをはじめとした関係機関とのさらなる連携が必要である。

[今後の方向性]

インクルーシブ教育システム⁸の構築を見据えた「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」に基づき、障害のある子ども一人一人を早期から支援するとともに、授業のユニバーサルデザイン化⁹モデル研究授業の取組から、子どもたちの持てる力を最大限に高めていく必要がある。また、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用の促進や発達に関する相談窓口の開設に向けて関係部署と調整していく必要がある。

(6) 安全で教育効果の高い環境づくり

[これまでの取組]

校舎等の耐震化を進めるとともに、施設設備等の点検・整備を計画的に進め、子どもたちが安全で安心して学べる環境づくりに取り組んできた。また、近年の災害の状況等も踏まえ、地震や風水害など様々な自然災害から自らの生命を守るために必要な能力や態度を身に付けるため、防災教育を推進するとともに、「学校防災安全マニュアル」「学校安全マップ」等により学校の危機管理体制の充実に取り組んできた。また、学校の ICT 化を進め、コンピュータ室の整備やデジタル教科書の導入により教育効果を高めてきた。

[成果・課題]

既存学校施設の耐震化推進により、全ての学校園において耐震評価を行い計画的な改修工事を実施し、より子どもたちに安全な環境づくりを進めてきた。

教育面では、学校園ごとに、年複数回の避難訓練実施し、また、県の防災教育副読本等を活用による防災教育を実施した。さらには、「学校防災安全マニュアル」や「学校安全マップ」を作成するなど学校園の防災体制の整備は進展したが、関係機関と連携した実践的な防災訓練には課題がある。

ICT やデジタル教科書の導入により、子どもたちが視覚的に理解することができる環境整備がよりすすめられた。しかし、機器の目覚ましい進歩により、より利便性の高い機器の導入や機器等の有効な活用が望まれる。

[今後の方向性]

子どもたちが災害に対する正しい知識を身に付け、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動する力を育成するため、副読本等を活用した防災教育の更なる充実を図るとともに、全ての学校園で関係機関と連携した防災訓練の実施等、子どもたちの命を守る学校防災体制を強化する必要がある。

学校園施設においては、耐震化を計画的に進めてきたところであるが、今後さらに、天井材等非構造部材の撤去を含め、安全な環境整備に取り組む。また、老朽化が進み修繕が必要な施設が増加しているため、計画的に整備する必要がある。

また、学校園内や通学路において、子どもたちが安全に過ごせるよう地域のボランティアや関係機関との連携により、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る取組を推進する。

さらに、授業のユニバーサルデザイン化に向けた、ICT 環境の整備も推進する。

(7) いじめ・不登校等への対応

[これまでの取組]

「心の専門家」であるスクールカウンセラーを市立全中学校及び拠点小学校に配置し、子どもや保護者の心の相談にあたるとともに、教職員に対する相談支援を実施した。また、いじめや児童虐待等については、各学校における生徒指導上の諸問題への支援や、各学校が警察や福祉等関係機関と連携しやすい環境整備に努めてきた。

さらに、市民の教育相談窓口として、「あさごっ子悩み相談センター」を開設するとともに、県立但馬やまびこの郷等と連携しながら、不登校児童生徒への学校生活の適応支援や保護者への教育相談の充実を図ってきた。

[成果・課題]

いじめの問題はどこでも起こりうる問題であり、重大な人権侵害である。そのため、早急な対応・取組が求められている。そこで、「いじめ対応マニュアル」の見直しや、「朝来市いじめ防止対策推進委員会」を設置し、定期的に委員会を開催し、いじめのない街づくりやいじめの未然防止の取組に努めてきた。さらに、いじめ防止啓発チラシの配布を通して家庭の意識啓発を行うとともに、学校でのいじめ防止対策や未然防止の取組を支援してきた。

また、小・中学校の生徒指導担当者による定期的な連絡会を開催し、指導の充実と細かな情報交換に努め、問題行動・不登校等に対応してきた。

暴力行為等の問題行動は減少傾向にあるが、その反面、器物破損の事案が増加傾向にあり、依然として憂慮すべき状況にある。不登校については減少傾向にはあるものの、多くの小・中学校で依然として不登校児童・生徒がおり、課題となっている。

[今後の方向性]

平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、既に、市内各小・中学校では「いじめ防止基本方針10」を策定し、この基本方針に基づき、いじめ防止対応チームを中心に、未然防止及び早期発見・早期解決に努め、いじめのない学校づくりを推進している。市としても「朝来市いじめ防止対策基本方針」を策定し、いじめ防止ネットワークを構築するとともに、相談窓口の充実、課題に即応した専門的・多面的な支援、カウンセリングマインド研修等による教職員の意識改革と対応能力の向上など、総合的ないじめ対策の充実を図っていく。また、インターネット等によるいじめの対策に向け、関係機関との連携を推進する。

不登校児童生徒に対する取組としては、学校や県立但馬やまびこの郷等の関係機関と連携した学校生活の適応支援や保護者への教育相談の充実を図っていくと共に、不登校等課題を抱える青少年の社会的自立を促進するための支援の充実が必要である。

(8) 学校・家庭・地域の連携

[これまでの取組]

地域の中で、学校教育に関わってもらえるボランティア等を開拓し、学習支援、部活動支援、環境整備、読み聞かせボランティア等幅広い支援活動を推進してきた。学校や通学路において子どもたちが安全に過ごせるよう、地域のボランティアや関係団体・機関との連携による地域ぐるみで子どもたちの安全を守る取組も推進してきた。

子育て学習センターの活用により、保護者が気軽に子育ての応援や相談ができる環境整備や幼稚園、こども園、保育所等の施設開放、保護者同士の交流、児童虐待等の未然防止のための地域・学校・関係機関が連携した活動などの子育て支援を行ってきた。

[成果・課題]

地域住民の子どもたちへの関心は向上しており、ボランティアが積極的に教育活動に関わることにより、子どもたちがふるさとの自然や文化、歴史についてより広く深く理解できるようになってきた。また、見守り隊の登録者数が一定の数を確保するなど、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組が進んだ。

一方で学校に対して地域が提供できる支援と学校のニーズとのミスマッチや地域から学校への働きかけには課題がある。

[今後の方向性]

地域の子どもの教育に対する市民の意識をさらに高めるため、学校のニーズに対応した幅広いボランティア等の確保や、地域が提供できる支援と学校のニーズをつなぐ人材の確保、地域の団体や住民相互の連携を図り、地域が主体となった学校地域連携(コミュニティ・スクール推進事業)を進める必要がある。

また、通学路の安全確保のため、見守り活動の一層の推進と警察・道路管理者等と連携する必要がある。

さらに、家庭の教育力を高めるため、地域で子育てを支える環境づくりなど、地域における継続的な支援を行う必要がある。また、家庭の機能が喪失し、児童虐待など子どもの成長に重大で深刻な社会的問題には、関係機関との密接な連携で対応し支援していく必要がある。

(9) 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

[これまでの取組]

「教育の専門家」として誇りを持ち、情熱や愛情を持って教育を遂行できる教職員の育成をめざし朝来市教育研修所事業の充実に努めた。また、初任者の指導力向上に向け、朝来市独自の研修の充実や2年目の教職員においても指導力向上をめざし研修の充実を図った。また、すべての教職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図るため、県の作成した「教職員の勤務時間適正化プラン」(平成21年3月策定)に基づき、超過勤務の要因となっている業務内容の分析やノー残業デー等の改善活動の実施に取り組んだ。

[成果・課題]

全ての小・中学校に主幹教諭を配置したことで、学校の組織力の向上につながっている。学校経営研修会の実施や校長会・教頭会・養護教諭部会・事務職員部会など職責に応じた研修会を継続して実施することにより、その専門性を高めることができた。また「教職員の勤務時間適正化プラン」に基づく取組により、文書作成や成績処理、定時退勤日、ノー会議デー及びノー部活デーの設定と実施など一定の成果が見られたが、学習指導要領の改訂による授業時数の増加に伴い、教材研究等の時間の増加や生徒指導に費やす時間の増加により課題の完全な解消には至っていない。また、業務の効率化に対する個人の意識に温度差がみられ、さらに意識改革を図る必要がある。あわせて、教職員の不祥事等が全国的にも課題となるなか、研修資料等を活用した意識改革を徹底する必要がある。

[今後の方向性]

管理職のリーダーシップのもと、全ての教職員が協働した心の通い合う学校運営等に取り組むとともに様々な教育課題に組織的・機動的に対応する体制の確立を推進する必要がある。また、校務・業務の効率化や教職員の意識改革を図り、業務改善を促進する必要がある。さらに、個々の教員の指導力向上を図るための教員研修の充実、不祥事等の未然防止研修の徹底や指導の強化等に取り組む必要がある。

(10) 社会教育・生涯学習の推進

[これまでの取組]

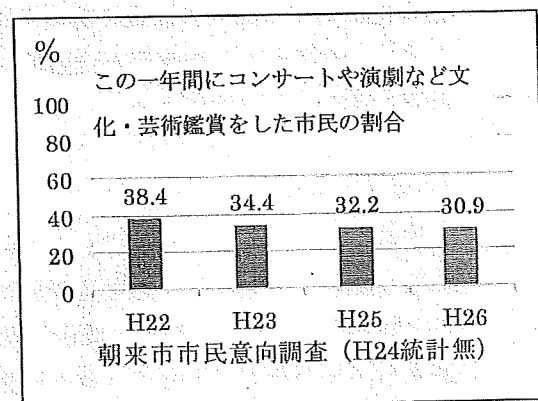
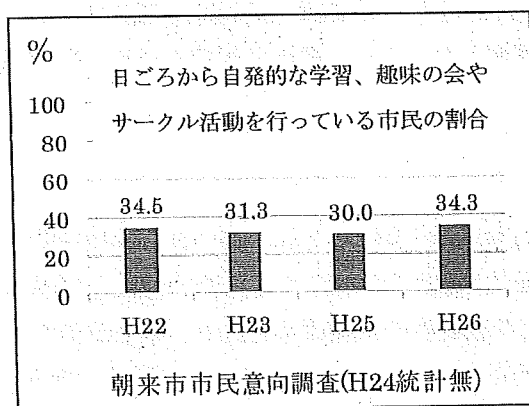
市民のそれぞれのライフステージに応じ、公民館や高齢者健康福祉大学、子育て学習センターなどにおいて学習機会の提供を図ってきた。また、学習成果をまちづくりの実践の場として活かせるよう参画と協働のもとで地域自治協議会による活動が小学校区を中心に活発に行われている。

また、図書館、あさご芸術の森美術館、各文化ホール、埋蔵文化財センター等においては、講演、展示、体験プログラム等を提供し、生涯学習・芸術文化の振興を図ってきた。

[成果・課題]

日ごろから自主的な学習、趣味の会やサークル活動を行っている市民や、芸術・文化を鑑賞する市民は一定の割合にあるが、今後は多様化する市民ニーズや社会要請を踏まえたプログラムや学習機会の提供が求められる。特に団塊世代の定年等により高齢化社会を迎える中で、長年培ってきた能力や経験を生かし、地域社会の一員として主体的に活躍できる仕組みづくりが必要となってきている。

また、家庭の教育力を高めるため、地域が家庭を支え、親が自信をもって安心して子育てができる環境づくりが求められる。



[今後の方向性]

市民ニーズや社会の要請を踏まえた学習や実践活動の機会・情報を提供することにより市民が積極的に学び、学習成果を地域において活かせる取組を支援していく必要がある。さらに、郷土を愛し、地域を大切にする青少年の育成や、家庭教育の支援、安心して子育てができる環境づくりなど、学校・家庭・地域が連携し、地域を支えていく人づくりを進めていくことが大切である。

社会教育施設については、市民ニーズに対応した利用者サービスの充実とともに、生涯学習社会を構築していく中で、その役割を再検討していく必要がある。

(11) スポーツの振興

[これまでの取組]

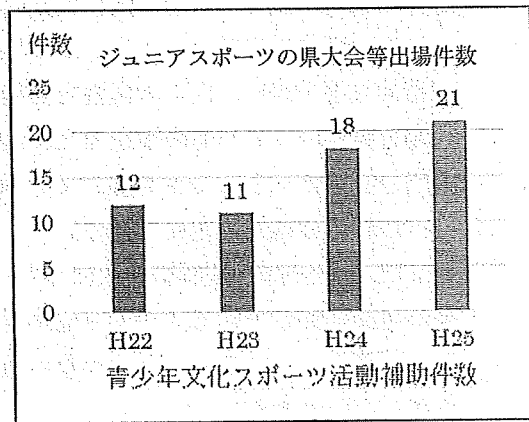
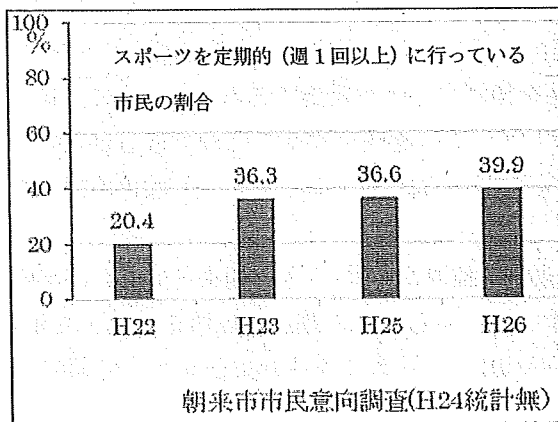
体育協会を中心とした競技スポーツの推進、地域スポーツ活動としての「スポーツクラブ 21」、スポーツ推進委員による市民へのスポーツの普及・指導、生涯学習推進委員連絡協議会によるラジオ体操の普及などに取り組んできた。

また、誰でも気軽に参加できるスポーツイベントとして「朝来市スポレク大会」や「市民体力測定会」のほか、「あさご・たたらぎダム湖マラソン」などスポーツを通じた地域の活性化や交流に取り組んできた。

[成果・課題]

市民の健康への意識の向上とともに、スポーツや運動を週1回以上定期的に行う市民の割合は年々向上している。また、ジュニアスポーツについては、ソフトテニス、少年野球、ミニバスケットなどを中心に指導強化が図られ、上位大会への出場が増えている。一方で、少子化により団体競技種目については運営が困難になってきている面もある。

また、運動・スポーツを身近で気軽に楽しむことができるスポーツ環境を整備するため創設された「スポーツクラブ 21」については、依然、運営に課題があるほか、障害者が身近なところで障害の程度に応じたスポーツ活動に参加できる機会の拡大が課題である。



[今後の方向性]

平成 26 年度に策定する「朝来市スポーツ推進計画」に基づき、市民一人一人が健康で、いきいきと暮らす社会の実現をめざしていく。スポーツ推進委員によるスポーツの普及推進や「スポーツクラブ 21」の支援により、身近で楽しめるスポーツ環境の充実を図り、スポーツ人口の増加に取り組んでいく。また、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催と合わせ、関係団体と連携し、競技スポーツへの興味や関心を高め、競技力の向上や選手の育成に取り組んでいく必要がある。さらに、障害のある人のスポーツ参加機会の拡充に取り組む必要がある。

第2部 朝来の教育のめざす姿

1 基本理念

第1部「教育をめぐる現状と課題」で述べた社会情勢の変化や第1期プランに基づき、「教育・郷育・共育による心豊かな人づくり ―郷土の特色を生かし共に高め合う一貫性のある教育の推進―」を図るため本市がこれまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえ、本計画においてめざす朝来の教育の基本理念を示す。

郷土に誇りを持ち、こころ豊かで自立した人づくり

―次代につなぐ教育の推進―

従来から本市では、「こころ豊かな人づくり」を推進するため、市民の「参画と協働」により市民すべてが教育に関わることをめざしてきた。第1期プランにおいても学校・家庭・地域が連携・協力し、「あさごドリームアップ事業」など朝来市独自の特色のある教育を推進してきた。

この間、人口減少社会の到来や価値観の変化、グローバル化の進展等、教育を取り巻く環境は変化している。変化の激しい時代にあっても朝来の子どもたちが、自分たちの住む朝来市に誇りを持ち、こころ豊かに将来の夢や目標をもち創造性やチャレンジ精神などを培い、自らの個性と可能性を伸ばすことが重要である。その上で、自ら課題を見つけ、その解決策を考え、実行して、その責任を取ることのできる自立した人間としてたくましく生き抜いていける子どもの育成のため、キャリア教育の視点を持った教育の推進が重要である。

また、基本理念の副題「次代につなぐ教育の推進」は、ふるさと朝来を愛し、将来朝来の発展に貢献できる人づくりをめざすため、ふるさとの豊かな自然や伝統・文化、そこに暮らしている人々とのつながりを大切にし、それらを次代に伝えていく教育をめざしたいと考えた。

2 「めざす人間像」「培う力」

基本理念に基づき、本市において「めざす人間像」と「培う力」は以下のとおりである。

「めざす人間像」

- 知・徳・体の調和がとれ、自立して生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
- ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら、明日の朝来を切り拓き、日本の未来を担う人
- わが国の伝統と文化を基盤として、創造性やチャレンジ精神を持って国際社会に貢献できる人

「培う力」

- 心身ともに健康で、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うこと
- 柔軟な思考力に基づく判断力や創造力、コミュニケーション能力を培い、勤労を重んずる態度を養い、生涯にわたって個性や資質能力を磨き、志を持って自らの未来を切り拓く力を培うこと
- 一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力を培うこと
- 生命を尊び、自然を大切にし、思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うなど、地域の人々と手を携えながら、ふるさと朝来の発展に貢献する力を培うこと
- 伝統と文化を尊重し、我が国やふるさと朝来を愛する態度を養うとともに、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する力を培うこと

3 各主体の責任と役割

本市の教育のめざす基本理念の実現に向けて、教育行政、学校園はもとより、家庭や地域等は、子どもたちの成長に関わる当事者として、それぞれの責任と役割を自覚し社会全体で取り組まなければならない。市民すべてが教育に関わっていくという自覚が不可欠である。また、教育行政、学校園、社会教育施設等の教育機関、家庭、地域はもとより、社会教育団体、青少年団体、その他の教育に携わる団体やNPO、ボランティア、企業や民間事業者等が連携・協力しながら教育に取り組むことが求められる。

(1) 教育行政

教育行政は、朝来の子どもの現状と課題を把握し、「次代につなぐ教育の推進」のため適切かつ実効性のある施策を遂行する。学校園や教職員等に必要な指導助言を行い、教職員が教育活動に専念できるよう支援する。

- 教育行政は、朝来の子どもの学力や道徳性、体力などの現状と課題を把握し、適切かつ実効性のある対策を的確に遂行していく責任がある。その際、学校や教職員等に必要な指導・助言を行うとともに、教職員が子どもたちに寄り添い、自信と誇りをもって教育活動に専念できるよう支援を行う。

また、教育行政全体で、幼児教育、学校教育、社会教育・生涯教育等の振興を推進し、学校園、家庭、地域、関係機関などの教育の主体と連携・協力するとともに、各主体を支援する中で必要な施策を実施する。

- 教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、各教育委員がその識見をいかし、合議により教育の基本方針や教育内容を審議するとともに、事務局に対する適切なリーダーシップを発揮し、教育行政を推進する。

このため、学校園等の視察や教職員等との意見交換の充実により教育現場の課題を把握し、保護者、地域住民等の意向が十分に反映されるよう、教育行政の状況について適切に評価を行う。

なお、教育委員会制度については、平成 25 年 12 月に中央審議会から「今後の地方行政の在り方について」答申がなされたところであり、今後、法改正等の動向を踏まえ、適切に対応する。

- 市は、県の施策を十分に勘案し緊密な連携により一体となって、施策を遂行する。本計画を実行性のあるものにするためには、本計画の基本理念と県の基本理念を学校現場の教職員と共有しながら、各取組を強化する必要がある。市は教育現場の実情を踏まえ、本計画の実現に向け適切な指導・助言や情報提供等を行い、現場の創意工夫を促す。

(2) 学校園(教職員)、教育機関

学校園は、子どもたちの人格の完成をめざし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育を行う。教職員は、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める。社会教育施設は、市民の学習の機会及び情報の提供など社会教育の振興に努める。

- 学校園は、子どもたちに知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む場であり、子どもたちが学習に意欲的に取り組み、培うべき力の基礎を習得し、子ども同士、子どもと教職員が互いに厚い信頼関係と深い敬愛の念を深める中で、子どもたちの人格の形成をめざした教育を行う。
その教育活動を担う教職員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責を遂行するとともに、学校が子どもたちにとって安心して自己表現し、他者と協働して学べる場となるよう努める。また、学校の組織の一員として、校園長のリーダーシップのもと一丸となって職務を遂行する。
- 学校園は、家庭や地域から寄せられる期待を真摯に受け止めるとともに、教育内容・方法、環境がより豊かになるよう、家庭や地域をはじめ多様な教育の主体と緊密に連携・協力して教育を行う。
- 公民館、図書館等の社会教育施設は、地域住民に多様な学習の機会と場を提供する地域の学習・文化活動の拠点である。社会教育指導者等は、地域課題や地域住民の学習ニーズを把握するとともに、施設の機能・特性をいかし、社会教育団体など教育の各主体との連携・協働を進め、地域住民の学習活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(3) 家庭(保護者)

家庭(保護者)は、子どもたちの教育に第一義的責任を有し、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。

- 家庭は、教育について第一義的責任を有し、保護者が子どもたちに愛情を注ぎ、家族の温かい雰囲気と深い信頼関係の中で互いが強いきずなで結ばれていることを実感しながら、子どもたちの基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達が促される場である。
- 家庭でのしつけは、学校、地域、ひいては社会へと繋がっている。幼児期に「しつけ」としての基本的な生活習慣をはじめ、自立心や他人を思いやる心など集団での生活の基本を身に付けることは、就学する準備として必要なことである。また、就学後も、家庭での教育は学習習慣の確立や学習内容の定着に大きな役割を果たすものであり、子どもたちの各成長段階において、健全な心身の育成、集団や社会に適応する規範意識の醸成、進路選択の支援など保護者は学校と連携した教育を行う。

(4) 地域(地域住民)

地域(地域住民)は、学校園や家庭と連携・協力を進め、地域の将来の担い手である子どもたちの教育に積極的に関わる。

- 地域は、子どもたちにとって、家庭や学校と同じ大切な生活の場であり、多様な人間関係や、社会の中での習慣や規範を学び、社会の一員として自覚を育む場である。地域住民は、学校や家庭と相互に連携・協力し、ふるさと朝来を担うとともに、日本の未来や国際社会に貢献する人づくりを行う。
- 地域住民は、子育てを行っている保護者に寄り添い、その不安や孤立感を和らげ、学校教育の場に自身の経験や技能、学習成果を提供するなど、自らできる行動を積極的に行う役割を担う。

子どもたちにとっての地域は、愛着を感じ、その一員としての自覚を育み、将来はその地域の発展に尽くしたいという思い入れの生まれる場所、ふるさとである。ふるさと朝来を担う人づくりは、子どもたちに、地域の人々や伝統、文化、歴史に積極的にかかわり、ふるさとについての理解を深め、その価値を継承する重要性を認識させることが必要である。その上で、地域の課題解決に積極的に貢献する態度や、多様な人々と協働して新たな文化や価値を創造する態度を育むことが必要である。

4 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を定め、それぞれについての基本的認識や方向性についての考え方を示す。

基本方針1 ふるさに感謝し、自立して未来に挑戦する態度の育成

変化の激しい時代を生きる子どもたちが、それぞれの個性や能力に応じてこれからの社会を生き抜いていくためには、子どもたちが、学びの意義を認識し、生涯学び続ける姿勢を身に付けることが重要である。その上で、学びの原動力や推進力となる夢や目標をもつこと、それを実現しようとする意欲・態度を身に付けること、様々な困難に直面しても主体的かつ的確に判断し行動する力を身に付けることが不可欠である。

このため、以下の基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

○ 社会的自立に向けたキャリア形成の支援

子どもたちが夢や目標をもち、計画を立て、それに向かっていく力(キャリアプランニング能力)をはじめ、自己理解・自己管理能力、コミュニケーション能力や課題対応能力等、社会的自立に必要な能力を育成することが重要である。

このため、幼・小・中それぞれの発達段階に応じ、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組む。その際、子どもたちが将来を見据え、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の生き方、働き方を考えるとともに、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう支援する。

○ 兵庫型「体験教育」の推進

子どもたちがふるさとを愛し、豊かな人間性や社会性を身に付け、自分の役割を果たす必要性を自覚し、学ぶ意欲や成長する意欲が喚起されるためには、人や自然とのつながりを自覚し、命を大切にす心や思いやりの心を養うなど「心の教育」の充実を図るとともに、体験活動を通じて自ら感じ気づかせることが大切である。

このため、子どもたちの発達の段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」を推進し、自然や社会、芸術文化に触れる感動体験や地域の人々等とのかかわりを通じた「絆に気づき、感謝する体験」「ふるさと意識の醸成を図る体験」等に市民の参画と協働のもと取り組む。

○ グローバル化に対応した教育の推進

グローバル化が進行する社会において、子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう語学力やコミュニケーション能力を育むことはもとより、主体性や創造性、チャレンジ精神、リーダーシップ、異文化に対する正しい理解と日本人としてのアイデンティティなどを培うことが重要である。また、民族や国籍を異にする園児児童生徒に対する正しい理解を促すとともに、その子どもたちへの学習指導の充実や母語の保持などの指導を通して、アイデンティティを培い、将来に向けての共生の心を育てる

ことが大切である。

このため、英語をはじめとする外国語教育の充実、国際交流等異文化に直接触れる機会の充実を図るとともに、郷土の歴史や文化に触れる機会の充実を図るなど、伝統と文化に関する教育を充実し、朝来を語ることのできる子どもの育成を図る。

基本方針2 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちに、心身ともに健康で、幅広い知識と教養や豊かな情操と道徳心を身に付けさせるため、「生きる力」すなわち、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが求められている。また、幼児教育から発達段階に応じた学びの充実を図り、子どもたちの個性や能力、可能性を最大限に伸長することが求められている。

このため、以下の基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

○ 「確かな学力」の育成

子どもたちに、基礎的・基本的な知識・技能と、それを活用する思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む意欲・態度などの確かな学力を身に付けさせることが重要である。

このため、全国学力・学習状況調査の結果等をふまえた学力向上方策、各教科等における「ことばの力」の育成、科学技術の基礎となる理数教育、情報社会を主体的に生きるための情報教育等に取り組む。

○ 「豊かな心」の育成

子どもたちに、美しいものや自然に感動する感性、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、家族を大切に作る心、集団における役割と責任、規範意識、公共の精神など、人間形成の基礎となる豊かな情操と道徳性を培い、これらに基づいて主体的に判断し、適切に行動する力を育成することが重要である。

このため、子どもたちの発達段階に応じた体系的な「体験教育」に加え、心の教育の基盤となる学校教育活動全体を通じた道徳教育、生命の尊厳を基盤に自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に取り組む実践力を育成する人権教育、環境の保全・再生に主体的に取り組む態度を育成する環境教育、さまざまな災害の教訓をふまえた防災教育等に取り組む。

○ 「健やかな体」の育成

子どもたちの心身の調和的発達を図るため、生涯を通じてスポーツに親しみ継続的に運動できる資質や能力を育成するとともに、健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが重要である。

このため、全国体力・運動能力等の調査結果等をふまえ、体力・運動能力の向上、望ましい食習慣の形成を測る食育、心身の健康課題に適切に対応する健康教育、交通安全

や防災など安全教育等に取り組む。

○ 幼児期の教育の充実

幼児期における教育は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なことであり、子どもたちの豊かな心情や物事に取り組もうとする意欲・健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣などを育成することが重要である。

また、家庭は、教育の原点であり、家族の触れ合いの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を身に付けさせることが重要である。

子どもたちの心身の調和のとれた発達や生活・学びの連続性を踏まえた幼児一人一人の特性に応じた教育・保育、保・幼・小連携の推進、家庭・地域の連携による子育て支援と一体となった家庭教育への支援等に取り組む。

○ 特別支援教育の充実

特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍する発達障害を含めた特別な支援が必要な子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うことが重要である。

このため、インクルーシブ教育システム構築を見据えた障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」(平成 25 年度策定)に基づき、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の活用による早期からの一貫した支援、通級指導による指導のいっそうの充実や授業のユニバーサルデザイン化によるどの子どもにも分かる授業の研究、共に学ぶことで豊かな人間性を育む交流及び共同学習等に取り組む。また、関係部署と連携し、発達に関する相談業務がより円滑に進むように取り組む。

基本方針 3 子どもたちの学びを支える仕組みの確立

学校園、家庭、地域はそれぞれが子どもの成長に関わる当事者として、責任と役割を果たし、互いに連携協力して、子どもたちの教育に取り組む必要がある。また、教育行政は、学校園、家庭、地域における教育が、効果的に実施され、円滑に連携協力がなされるよう、総合的な対策の実施が求められる。

このため、以下の基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

○ 学校園の組織力及び教職員の資質能力の向上

子どもの状況の変化や、保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、学校の組織力を向上させ活性化させることにより、緊急・重大な事案等に教職員が一丸となって機動的かつ的確に対応するとともに、地域に信頼される開かれた学校園づくりを進めることが重要である。

このため校園長のリーダーシップのもと、教職員一人一人の力を組織的かつ機動的

に生かしていく協働体制の確立、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応等に取り組む。

また、教職員には、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし、育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質向上に努め、心身の健康を保持することが求められている。加えて、体罰の防止にも取り組む必要がある。

このため、授業力や多様な教育課題への対応力等、教職員の資質と実践的指導力の向上、メンタルヘルスの保持・増進等に取り組む。

○ 安全・安心な学習環境の整備

子どもたちが安心して学校園生活を送るため、安全で質の高い学習環境の整備が重要である。

このため、学校園施設の計画的な改修やICT環境の整備などの学習環境の整備・充実、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する教育の機会を確保するための就学支援等に取り組む。

○ 家庭の教育力の向上

家庭は教育の原点であり、家族のふれあいの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を身に付けさせることが重要である。

このため、親が親として成長するための学びの機会の提供、関係機関との連携による地域が家庭を支える体制作りなど、家庭教育への支援に取り組む。

○ 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

子どもたちが地域の中で多様な学びと交流による経験豊かな成長がかなえられるよう、学校園・家庭・地域が一体となって、地域全体で子どもたちの教育に取り組むことが重要である。

このため、地域が主体的に学校運営に参画し、効果的な学校支援活動を行うことなど、地域ぐるみで子どもを育成する体制づくり、学校園からの積極的な情報発信をふまえた、地域と学校園の密接な連携等に取り組む。

基本方針4 すべての市民が学ぶ生涯学習社会の形成

市民一人一人がその生涯を通じて、生きがいをもち、社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることや、社会の一員として必要な学びに取り組み、自らが生きる地域の課題を協働して解決していくことは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものである。

このため、以下の基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

○ 生涯を通じた学びの機会・場の充実

市民一人一人が、生涯を通じて、様々な学びの機会を得ながら感動や喜びを実感しその学習成果を地域の実践の場で活かせるよう、生涯学習の機会提供と市民が主体として活躍する参画と協働のまちづくりを推進する。

このため、朝来市の歴史、芸術文化など豊かな資源を活かした多様な社会教育・生涯学習機会の提供、実践を通じて学び続ける学習の循環システムの構築、思いやりや寛容の心を育てる人権教育の推進など、生涯学習環境の構築に取り組む。

○ 郷土の歴史文化遺産の保存・活用、継承

本市の貴重な郷土の歴史文化遺産を保存し、後世に伝えていくとともに、歴史文化遺産を活かした学びや地域づくりを推進し、伝統が息づく文化の香り高いまちづくりを進める。

このため、歴史文化遺産の文化財への登録や指定の推進、埋蔵文化財センターや資料館などにおける学習機会の提供、郷土芸能・伝統文化の保存と継承、歴史・教育パートナーシップによる国内外の文化交流など、歴史文化に根ざした地域の活性化に取り組む。

○ スポーツの振興

市民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、一人一人が健康で、いきいきと暮らせるスポーツ環境の充実を促進していく。

このため、スポーツ推進計画を策定し、市民が各々の興味・関心、適正などに応じて、様々なスポーツに参画できるよう推進していく中で、競技スポーツのレベル向上、市民の体力づくりや効果測定の実施、ニュースポーツや「NHK ラジオ体操」の普及、「スポーツクラブ21」の活動や組織強化支援など、子どもから高齢者、障害者等世代を超えた生涯スポーツの環境整備に取り組む。

【語句説明】

1 第2次朝来市総合計画

まちづくりの目標である将来像の提示とそれを実現するための基本的な方向性を示したもので、平成26年度より施行され、計画は8年間とし、4年目に見直しをする。

2 キャリア形成

子どもたちが、夢や目標をもち、計画を立てそれに向かっていく力（キャリアプランニング能力）をはじめ、コミュニケーション能力、課題対応能力等、自立した社会人・職業人として将来に必要な能力の育成をめざすこと。

3 グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を超え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

4 SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービスの略）

人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

5 情報活用能力

情報モラルを身に付け、コンピュータなどの情報手段を適切に活用できる能力。「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3つの観点において育成する。

6 高度情報化社会

生活していく上で、情報が価値を持ち、その価値を中心に社会・経済が発展していく社会のこと。

7 兵庫型教科担任制

小学校の高学年において、交換授業等による教科担任制と少人数授業を組み合わせたもの。基礎・基本の定着と中学校への滑らかな接続をねらいとしている。

8 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。自己の生活する地域において初等中等教育の

機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

9 授業のユニバーサルデザイン化

通常学級に在籍している学習面または行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含め、全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業方法の改善を行うこと。

10 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）を踏まえ、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように市民総がかりでいじめに対峙するため、いじめの防止等の基本的な方針（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）を示すもの。

策定の経緯

1 朝来市教育振興基本計画策定委員会設置

平成26年8月8日～平成27年3月31日

2 委員名簿 (敬称略 役職は開催当時)

| 氏名 | 所属等 | 役職 |
|------------|----------|------------|
| 井口多恵子 | 公募委員 | |
| 藤原優 | 公募委員 | |
| 天野しのぶ | こども園長会 | 市立糸井こども園長 |
| 石田保孝 | 私立保育園 | 照福こども園長 |
| 山本昌代 | 小学校長会 | 市立糸井小学校長 |
| 三好和幸(会長) | 中学校長会 | 市立和田山中学校長 |
| 椿本義徳 | 東河小学校 | 市立東河小学校教諭 |
| 山田健太郎 | 連合PTA協議会 | 朝来中学校PTA会長 |
| 小山正人 | 社会教育委員会 | 社会教育委員長 |
| 青田昌 | 文化財保護審議会 | 文化財保護審議会長 |
| 稲垣公宣 | 体育協会 | 朝来市体育協会長 |
| 新保真紀子(副会長) | 学識経験者 | 神戸親和女子大学教授 |

3 策定経緯

平成26年 8月8日 第1回策定委員会(第1期プラン検証)
 8月27日 第2回策定委員会(素案)
 9月30日 第3回策定委員会(修正案)
 11月27日～12月19日
 パブリックコメントの実施(3件/3名)
 平成27年 1月13日 第4回策定委員会(最終案)
 1月26日 教育委員会議決
 2月5日 政策調整会議
 3月30日 第11回市議会議決

発行

朝来市教育委員会事務局学校教育課

〒679-3431 兵庫県朝来市新井73番地

TEL 079-677-2115 FAX 079-677-1513

E-mail gakkoukyoiku@city.asago.hyogo.jp

URL <http://www.city.asago.hyogo.jp/>

